

2026 年 10 月 20 日

株式会社フジクラ

佐倉事業所敷地内の一部区画における要措置区域等への指定と今後の対応について

株式会社フジクラ（代表取締役社長 CEO：岡田直樹）は、千葉県佐倉市に有する佐倉事業所内の新工場建設にあたり、土壤汚染対策法第 3 条に基づく土壤調査を実施いたしました。土壤調査は工場建設予定範囲（事業所敷地面積約 47 万㎡の 6%程度に相当する約 2.9 万㎡）を 245 区画に分けて調査し、その結果、一部の区画（以下 対象区画）において、2 種類の物質について土壤汚染対策法上の基準超過が検出されました。この結果を受け、本日、千葉県により、ふっ素及びその化合物が検出された対象区画のうち 1 区画が要措置区域^{※1}に指定され、また、ふっ素及びその化合物が検出された残りの対象区画 15 区画、並びに鉛及びその化合物が検出された対象区画 1 区画が形質変更時要届出区域^{※2}に指定されました。土壤調査結果及び周辺環境への影響等については、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、これらの対象区画の土壤の表面は現在、コンクリート又は樹脂製のシートで覆われており、土壤の飛散や雨水による上記各物質の流出のおそれはありません。また、土壤溶出量基準の超過により地下水汚染の懸念がある対象区画については、地下水が流れる方向の下流側に位置する事業所内井戸において、千葉県のご指導のもと地下水調査を実施した結果、地下水基準を下回っていること（検出下限値未満）を確認いたしました。今後は、今回千葉県より区域指定を受けた全ての対象区画について汚染土壤の掘削除去を行い、健全土壤への入れ替えを実施いたします。なお、今後、汚染土壤の除去を完了し、所要の行政手続を経て区域指定が解除された際には、改めてその旨をお知らせいたします。

フジクラは、今後も千葉県のご指導のもと、地下水調査を継続するとともに、土壤汚染対策法その他の関係法令に基づく対応を適切に実施してまいります。また、今後予定している掘削除去工事等においても周辺環境に影響を及ぼさないように十分に配慮し、地域の皆様の安全・安心を最優先に、環境保全に配慮しながら佐倉事業所内における新工場建設を進めてまいります。なお、上記各物質の検出及び上記各指定による新工場建設スケジュールへの影響については、現時点において軽微であると見込んでいます。

※1 要措置区域

土壤汚染によって健康被害が生じるおそれがあり、都道府県知事等から汚染の除去や摂取経路の遮断などの措置を義務付けられた区域のことをいいます。

※2 形質変更時要届出区域

土壤の汚染状態が基準に適合していない土地であるものの、土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要な区域のことをいいます。当該土地の形質を変更しようとする場合は、着手前に都道府県知事等に届出が必要となります。

別紙

1. 事業所の概要

所在地 ：千葉県佐倉市六崎 1440
名称 ：株式会社フジクラ 佐倉事業所
敷地面積 ：471,366 m²
主な事業内容：通信用ケーブル等の研究開発・製造

2. 調査の概要及び結果

- ・法令に基づく土壌調査：2026 年 3 月 6 日～3 月 19 日
- ・千葉県のご指導のもと実施した地下水調査 ：2026 年 6 月 8 日～6 月 12 日

(1) 土壌調査

工場建設予定範囲である調査範囲（29,228.06 m²）を 245 区画に分け、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を行った結果、下表のとおり、土壌溶出量調査において 16 区画でふっ素及びその化合物の基準超過が検出され、土壌含有量調査において 1 区画で鉛及びその化合物の基準超過が検出されました。

土壌溶出量調査

調査物質	測定結果	土壌溶出量基準値	基準超過土壌検出深度	超過区画数/調査区画数
ふっ素及びその化合物	0.81～2.6mg/L	0.8mg/L	地表から 0～0.6m	16/245

土壌含有量調査

調査物質	測定結果	土壌含有量基準値	基準超過土壌検出深度	超過区画数/調査区画数
鉛及びその化合物	790mg/kg	150mg/kg	地表のみ	1/245

(2) 地下水調査

土壌溶出量基準を超過する対象区画及び対象物質については地下水汚染の懸念があることから、地下水が流れる方向の下流側に位置する事業所内井戸について、千葉県のご指導のもと地下水調査を行ったところ、ふっ素及びその化合物について、検出下限値未満であることを確認しました。なお、調査を実施した事業所内井戸は飲用目的には使用しておりません。

3. 汚染原因について

対象区画における過去の土地利用状況等を確認しましたが、汚染原因は特定できておりません。

4. 周辺環境への影響

対象区画は、現在、コンクリート又は樹脂製のシートにより覆われており、掘削除去が行われるまでの間、通常の利用状態において土壌の飛散や雨水による対象物質の流出のおそれはありません。

また、汚染深度は地表又は地表から最大 0.6m の表層付近であり、前記 2.(2)のとおり、地下水調査においても基準を下回ることを確認しております。その他、現時点で対象物質による周辺環境への影響は確認されていません。